

令和6年3月14日 予算決算常任委員会 会議録

- 日時 令和6年3月14日（木） 午前9時00分～午前10時23分
○場所 議場
○出席委員 津川俊仁、前田栄治、中山功一、河本文哉、井川敦雄、蓑原美百合、尾嶋準一、奥田伸行、秋山修、油本朋也、斉尾智弘、町田貴子、長谷川昭二、阪本和俊、野田秀樹
○欠席委員 なし
○執行部職員等 なし
○議会事務局 大庭局長、福嶋主幹、長谷川事務補佐員

〈会議に付した案件及び経過と結果〉

1 開会 (9:00)

○津川委員長

皆さん、おはようございます。ただいまの出席委員は15人です。定足数に達していますので、これより予算決算常任委員会を開きます。

本日は、初めに、議員間討議を行い、その後、付託された各議案の採決を行いますので、よろしくお願いします。

2 議員間討議

○津川委員長

そうしますと、これより議員間討議に入ります。昨日、蓑原委員から申出があり、4名の賛成者がありましたので、これを許可します。議題は、令和6年度風力発電事業会計予算のうち撤去事業委託料8,800万円です。討議の時間は60分以内で、発言は1人3回までとなっておりますので、御協力をお願いいたします。

それでは、申出をされました蓑原委員から御発言をお願いします。

蓑原委員。

○蓑原委員

おはようございます。

では、北栄町風力発電事業会計予算明細書のうちの撤去事業委託料8,800万円の件でありますが、当初から風車の撤去時期については、F I T期間終了後以降の収益が見込めないことから、F I T期間が終了後に行うというふうになっておりました。また、町長就任時にも、町営による風車の更新は行わないと表明されております。民間事業者が町民の理解を進めながら取り組むことについては賛成というふうな表明をされておりますが、今回の提案について、複数の事業者から譲渡の希望があったということであり、この撤去事業委託料を認めるということは、撤去に向かって進むことになりますし、認めないということであれば、存続、譲渡の可能性も含めて了解することになりますし、皆さんとの議員間討議で十分に検討を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○津川委員長

蓑原委員から発言をいただきました。皆さんの御意見を頂戴したいと思いますが、これからは自席での発言をお願いいたします。議員間討議に発言を求めます。

河本委員。

○河本委員

この議員間討議に賛成したのは、ちょっとベースになるところを確認したいなと思ったんですけども、意見はそれぞれ個人的なものだと思うんですけども、そのベースです

ね、議論の考え方のベースとして、考えるに当たる情報、判断材料を共有してからのほうがいいかなと思うんですけども、撤去の準備としてかかる予算8,800万円というのを認めるっていうことと、譲渡の成り行きがどうなのかっていうのは、もう別に考えたほうがいいのかと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○津川委員長

そのほかの方の発言を求めます。

中山委員。

○中山委員

今回この8,800万円、撤去事業委託料ということですから、撤去に係る設計に必要な費用ということで聞いています。町が撤去するということであれば、これは必要なものだと思いますし、町が撤去しないということであれば不必要なのでということが今回この議論の中心なのかなと私は思っています。町が撤去しないということが進むとすれば、昨日説明の中で譲渡検討の流れというのがありましたけれども、一番最後の部分、令和7年3月までに条件が整ってっていう、そこしかないんですね。そのほかは全部撤去につながるの、ということは撤去に係る準備として、この金額は必要なものだと思いますので、それがどの段階で執行されるのかっていうことは別のこととして置いておいて、年度内どこかで執行されるんですけども、この金額については予算に計上されていますので、これはそのまま認めたらいいと思います。

○津川委員長

そのほかの方の発言を求めます。ございませんか。

長谷川委員。

○長谷川委員

私は、民間に譲渡すれば、その後の安全性といいますか、それについて創設者である町が最終的に最後まで町民に対しての責任を負えなくなるというふうに思っておりますので、早期に解体、撤去を行うべきと考えております。そういう意味では、むしろこの撤去のための設計は必要ですし、譲渡の話を待つまでもなく撤去に向かうべきだと思う、そういうふうに考えております。以上です。

○津川委員長

そのほか。

斉尾委員。

○斉尾委員

いろいろ今、御意見が出ております。なかなかまとめにくいところは、この予算を認めるかどうかっていうことと、あと、撤去を議論の中心にするのか、撤去の可否をこの議論の中心にするのかっていうところが、何となくぼやけてるような気がして、なかなか意見を言いにくいなと思っております。この辺をもうちょっと整理していただけたらなというふうに思います。

○津川委員長

そのほかの皆さんの発言を求めます。

阪本委員。

○阪本委員

この風車の撤去についてという議題なんですけど、これは昨年末までは1基1億円ぐらいで撤去できるという話がずっと最近まで来ました。建設当初は5,000万円ぐらいでできるという話があったんですけど、最近では、執行部の説明では1億円以上かかると。非常にもう近年、この撤去費用の高騰が続いております。これ風車だけでなくして、ほかの事業でも全てどんどん建設費等でも高騰しております。これを結局譲渡ということで考えていけば、もう執行部の考え方はやっぱりこのままでは赤字が出るから譲渡したいという思いだと思うんですけども、じゃあ、本当にこれが計画どおり撤去できる

ということであればいいんですけども、譲渡ということになるとなかなか話がまとまらないということがあったりして、これがどんどん年月が過ぎていくということになれば、物すごい撤去費用になるだろうと。でも譲渡を受けた業者が、執行部がその説明できないというようなことでは、なかなか議論にならんのかなという具合に実は思ってます。公共施設でありますから、やっぱりもうちょっと進め方を住民に知らせるべきだと。こういった新しい、結局、建設予定地も示されておるわけでありますから、周辺の自治会の関係住民に対して、こういうことをしますよという、考えてますよということを教えてからやっぱり取り組むべきです。そうしないと、もし、結局譲渡を受けた業者が倒産でもされた場合には、これは町にまた返ってきますから、そのときはもう1億円から2億円ということがネット上では撤去費用が示されておるわけでありますから、恐らく1億5,000万円ぐらいは最低かかるんじゃないか、そうしたらどうするんだろうか。やっぱり将来のことも考えて、徐々にこうして順調にいったる状況が続けばいいんですけども、もう老朽化した施設でありますから、いつまでも使うことはできんと思います。したがって、私は撤去をすべきだという具合に思っております。

○津川委員長

ありがとうございます。

そのほかございませんか。

蓑原委員。

○蓑原委員

すみません、譲渡の件なんですけれども、令和3年度の電気事業経営戦略っていう資料がありまして、その中に老朽化対策の見通しということでもちょっと記載がしてありまして、令和3年度ですけれども、修繕に要する費用が増加傾向にあるということと、今後も施設の老朽化に伴う大規模修繕のリスクがありますと。令和6年度及び令和7年度については費用対効果の見込めない大規模修繕は行わず、故障機は運転を停止することとしというふうな文言があります。2つの事業者が譲渡を希望しているわけですが、こういう状況の老朽化した風車を持って、採算性が見込めるとは何か考えにくくて、理解しづらい状況があります。そこで、この今、譲渡を検討する理由としては、町のほうは撤去費が1基1億円以上見込まれていて、その撤去費用が経費の圧縮ができるということで検討をされてるんですけども、その事業者が譲渡を受けるっていう部分の、こういうところで採算性が見込めて譲渡を受けたいというふうな話もまだ分かりませんし、私が想像するところなんですけれども、そういう状況の中で、譲渡ということで解体を延期して、その部分、風車の維持管理費が必要になるわけですから、そういう部分では、やっぱり町にとっては早く予定どおりの撤去終了後に解体に望むということで、この費用を認めて、撤去の方向に進むほうがいいのかなと私は思います。

○津川委員長

そのほかの皆さんの御意見をお伺いします。

前田委員。

○前田委員

まず、この件に関してですけども、私は、この風車が建設される前から議員としての立場がありました。風車の建設の可決否決をするときに、旧北条町が本当、真っ二つといたら変ですけども、2つに分かれて、議員も本当に2つに割れて、大変な議論と時間と労力をすごく使ったなっていう、今でも覚えております。いろいろあって、最初の風車を建設するメーカーが途中で替わったりとか、その間に、町長が進めたいことと議会が考えとることがいろいろ違ったりとかで議論がすごくありまして、私はもうやっぱり風力発電施設を建てるということ自体を反対しました。議会でも本当、きれいに2つに分かれていました。そのときに、絶対うまくいかないなって思ってたのが、やっぱりNEDOの補助金をかなり受けるにしても、25億円ぐらいの建設費は町の持ち出しとい

うところがありまして、そこで風況調査等の数字とか、いろいろなことを考えてもちょっと難しいねっていうところで反対をしたのがありますし、周辺住民さんから、やっぱりかなり反対があったっていう。町を二分したといっても、実際建つところの住民の方からは反対のほうやっぱり断トツに多かったっていうところもありましたので、反対もさせていただきました。その後、東日本大震災が発生しまして、その後にやっぱり再生可能エネルギーの必要性が、核施設の原発もああいうことがありましたので、そういうことがあって、FITという買取制度の2倍がありました。実はこの買取制度の2倍がなければ、今の風力発電はいまだに赤字であると。買取りの2倍っていうのはとんでもない金額になりますので、いまだに赤字である、その当時建設に反対したのは、今でも間違いなかったなとは思っております。ただ、買取制度の2倍というものがあつたので、こうやって町民さんに毎年5,000万円で風のまちづくり事業をしたりとか、それ以外に環境の関係、教育の関係、町全般にわたっていろいろなことに風力発電の売電利益が、町全体に回されていったのかなとは思っております。これはもう本当、FITっていうものがあって初めてなつた。これはもうその当時は当然分かりませんのであれですけども、その後やっぱりこのFITが終了する後に、町長も言われましたけど、維持管理費等を考えた場合にとても採算性が取れないというのは、どう見ても数字上はそう出てますので、そのときにどういう制度に変わるかは分かりませんが、今のところ買取価格のFITが終わる令和8年3月には、とても採算性が取れないというのは分かってますので、譲渡の申出があるなんて全く想定をしておりませんでした。そこで譲渡の申出が出たときに、町民の利益等を考えれば、十何億円の撤去費がなくなるよっていうことを考えれば、当然町民、周辺住民さんじゃなくて、北栄町全体の利益ということで、譲渡も一つの材料っていう考えも、町長の立場も非常に理解ができます、私も捨て切れない一つの材料かなとは思っておりますので。そして昨日の説明の中で、私は初めて聞いたんですけども、9基全部を譲渡するわけじゃないよ、9基全部譲渡希望なら9基全部なんですけども、5基なら5基、3基なら3基、その業者さんが譲渡希望があれば、残りは町が撤去して5基なら5基だけを譲渡するっていう案もありますよということをお聞きしましたので、それを考えれば周辺住民さんのあたりの風車だけを撤去して譲渡するのも一つの考え方かなという思いになりました。ですので、全部もう一切譲渡という考え方を全部捨ててしまつて、全部令和8年3月でとめて一切撤去ですよっていう考えでは最初おりましたけども、そういう考えも一つの考え方かなっていうふうになつて考えを変えたところもあります。そしてこのフロー表、いわゆるスケジュール表を見ますと、まだ時間的余裕があるものですから、一度、この8,800万円を減額して、修正可決するのも一つの考え方かなとは今思っております。8,800万円のうち解体に係る撤去の設計費が8,800万円ではなくて、昨日の説明どおり近隣の農家さんへの補償だとか、ヤード代とか、それ以外のものなので、実際かかる金額は8,800万円ではないんですけども、先ほどの同じ話になりますけども——、あっ、もう一つは8,800万円を認めた場合にしても、執行部のほうからはそういう予算を執行していくときには必ず事前に議会のほうに相談をして執行するっていう約束をしっかりしとられますので、8,800万円をそのまま認めるっていうのも一つの考えですし、8,800万円を減額して修正可決をして、また6月なり9月なり、時間的にぎりぎりのところでしっかり出していただくっていうのも一つかなと思っております。

討議としまして、この場での私の考えは、一度削減して修正可決がいいなっていう思いはありますけども、あとは皆さんの考えをもう少し聞きたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○津川委員長

ありがとうございます。

そのほかの皆さんの発言を求めます。ございませんか。

野田委員。

○野田委員

まず、私の結論から言っておきますと、やっぱり8,800万円、これは取りあえず通しておくと。先ほど前田委員が言われたように、通したから勝手に進むということはもうないわけですので。といいますのが、今の風車、北栄町という自治体が経営しております。そのために維持管理等全部委託せないけんわけなんです。ところが2社希望されとる、譲渡ということですが、どんなところかは分かりません。例えば、そういった維持管理が自分のところでできる企業ということも考えられるわけです。そうする場合、委託せんでも自分のところでできる。あくまでそれと町が経営ですので、官の考えです、何にしてもとにかく定価で考えます。ただ、民の考え方は定価から何ぼ落とすかということなんですわね。ですので、今1基1億何ぼかかる、1億円を過ぎとる、撤去するのに。これはあくまで定価の話です。ですので、その辺のことがやはり町の考え方として、いやF I Tも切れる、耐用年数っていうのはあくまで帳面上のことですので、実際には民間がとにかく究極に利益に走った風車でないです。定期点検もきっちりし、行政が経営しとったものですので程度はすごくいいと思います。ですので、耐用年数別にしてみたいと思います。ですので、何かやっぱり利益が出るという考え方を持って、その譲渡希望が出るとだと思います。ただそれが、なら譲渡希望が出ると、条件いろいろ、調査もして、じゃあいいですよということが簡単にはならないと思います。やはり更新のときに、今議員さん替わられたので、替わられた新しい議員さんがおられるんですけども、旧議員のときにも要はいろんな理由がありました。例えば低周波によっての人体に影響、あるいは環境に対して、あるいは私みたいに山陰道に近いのがいけんというような理由と、様々な理由で10人以上の議員が反対して更新をとめました。ただ、今はまたちょっと違って、先ほど前田委員も言われたように、9基のうち、じゃあ全部を譲渡してくれと、まだその辺が分からんわけです。例えば3基でもいいよと、先ほど前田委員も言われたが、確かにそうなんです。そうした場合、あと5基は撤去せないけんです。ですので、やはり8,800万円は今は認めておいて、譲渡希望者の様子を、まだ行政側もはっきり分からんわけです。話を聞いて、まだ余裕はあるわけですから、時間的に、それからの判断でもいいかなと。ですので、取りあえずは撤去に向けての設計予算というのは通しておくべきだと思います。

○津川委員長

ありがとうございます。

そのほか。

油本委員。

○油本委員

いろいろ言いたいことがあります。3回、T C Cも入ってます、慎重に言葉を選びながら、今からしゃべるつもりです。

いろいろな意見を拝聴させていただきました。私も昨日、蓑原委員から今日の話が出ましたので、いろいろ昨日から、けさ早くまた起きて資料を集めました。どこから申し上げようかと思ったんですが、今、先ほど野田委員から言われました件からまず始めます。議会だよりというものを皆様お持ち、皆さん目を通されてる。私も委員長をしました。私が担当する前の第58号っていうのがあります。これが令和2年12月定例会、これの特集して、風車、これ否決されたというニュースなんですよ。その中の否決に関しまして、8人が討論してるんですよ。野田委員の先ほどの、意見を集約していただきましたが補足しますと、低周波等の人体への影響、健康被害、それと自然形態への影響、あと北条道路への影響、倒壊や風車破損への危険、ほかに今回とは関係ございませんが財政面であるとか、そのときの合意形成によって反対がなされておる、そういうことがございました。

それと、住民さんから、それこそつい数日前、この譲渡の話が出てはるという話なんです。当時、北条町は住民に対しまして、この風車を設立した場合、関連するすぐ近くの住民の方に対して、17年使えばもう撤去するという約束で始めた。なのに、いきなりこの譲渡案を出してくるというのはどういうことだと、ちょっと憤っておられる方もございました。ちょっと箇条書的な言い方になってしまうんですが、片や松本前町長がこの撤去を渋々認められまして、退任された後、手嶋町長は一貫して、つい最近まで撤去撤去と言っておられました。私の質問にもそういうふうにお答えになっておりました。北栄町といたしまして、先ほどの同僚委員の話にもございましたけども、どこに譲渡するであれ、どの民間業者であれ、それが信頼されるところであれ、有名なところであれ、無名なところであれ、最後どういうふうな形になって、ちょっと言い方は適切ではないかもしれませんが、その委託先の企業が経営が困難になった場合でも、自治体として、周辺住民及び建てているところの環境保全に対しての行政としての責任、これは残るのではないかという意見も確かに出ております。

これからはちょっと私の主観になるんですけども、昨日担当課から示されましたチャート、この表ですけども、一見譲渡、これ困難のように見えるんですが、本当は譲渡したいという意思がこれ透けて見えるんですよ。しかも、前田委員も言われました、9基全部ではなく例えば5基でも6基でも、変な話1基でも2基でもいいから譲渡の対象にするということもございました。ということは、今、譲渡見込みで積んでおります予定の12億5,000万円ですか、その中の例えば5億円でも6億円でも撤去費用が削減できればという意味が関係者の間から漏れ聞こえてきたのも、これも事実でございます。9基全部ではないという話ですが、先ほど来ありました撤去の位置の話ですけども、これちょっと私の主観になるんですが、恐らく放水路の西側ですよ。北条放水路の西側は、J R 東日本エネルギー開発さん、いわゆる J E D さんっていいですか、その J E D さんがプランニングされてる場所です。ですから、恐らく私がこの撤去を今進められている、水面下で動いているのは、というのを T C C さんの前で言うのもあれですが、恐らくその東側、6号機から9号機、これが該当するんじゃないかと思います。さらに、昨日私が委員会で質問しました中で、譲渡の条件、これを伺いました。議決が必要な場合は5,000平方メートル、もしくは譲渡価格700万円を超える額であれば議決が必要であるということもありました。5,000平方メートル、よく皆さんが分かるように言いますと、田んぼ5反ですわ、この広さ。700万円、例えば建設に当たって700万円、1基建つわけがありません。ただ、譲渡に当たりまして700万円、これの根拠は何だと。恐らくこれは簿価ではないか、帳簿上の価格ではないかということも一応関係者から伺っております。ですから、この価格、そして面積から考えると、万一の場合、議決を経ないで、これが行ってしまう可能性もあるということもあります。

いろんなことを申し上げましたが、結果から言いますと、私はいずれのケースも踏まえた上で、今回上げておられます8,800万円含みますこの予算、これは私は通すべきであると思います。8,800万円、いつ使うであるにしろ、撤去までの準備期間、クレーンの確保なりなんなりどんどんどんどん難しくなっていると思います。それは皆さんも十分承知の上だと思います。私の中ではある程度譲渡先の企業、浮かんでおります、正直言いまして。数社のうちのこのうちの2つが今残っている状態だと思います。決して信頼できない会社ではないと思いますが、私は、いずれにしてもこの8,800万円を含めるこの額は通過させるべき、我々が議決すべきものだと私は認識しております。以上です。

○津川委員長

引き続き、皆さんの御意見を頂戴します。そのほかございませんか。

尾嶋委員。

○尾嶋委員

自分は、結論から言います、譲渡の、この撤去費用8,800万円、認めるべきだと思います。譲渡先も9基全部多分無理だと思いますので。それで、早いこと風車の撤去のほうを進めていただきたいので、この8,800万円は認めるべきだと思っております。以上です。

○津川委員長

そのほかございませんか。

阪本委員。

○阪本委員

先ほどの油本委員の意見に賛成なんですけど、やっぱり結局、議会が、町営で更新するというときに否決をしたんですが、その否決をしたときの理由、これが表面に出てないんですよ。県が審議会です。いろいろ議論されて、知事が国に意見書を出しておられるんですけども、そういった先ほどあったように、健康被害というものが全くと言っていいほど意見書の中に入っていないじゃないかな。それと同時に、風車の羽根が高速道路のもう際みたいなのところに位置してるんですよ、計画は。それと同時に、今の風車の1.8倍、体積が5倍、そういう巨大な風車を造るのに、地域住民に説明をしないで進めるといことはいかなものかなという具合に思ってますし、この大きな風車でありますから、蜘蛛ヶ山の高さよりちょっと高いというようなこともあります。そういった事故に対するリスクというものをもうちょっとみんなが重く受け止めて検討せないけんでないかという具合に思っておりますが、取りあえず今、8,800万円の予算をどうするかということについては、やっぱり組んでおかないと撤去できないということがありますから、その予算については賛成です。

○津川委員長

そのほかございませんか。

斉尾委員。

○斉尾委員

基本的には、私は撤去すべきだろう、私2つの話の流れがあるんじゃないかなっていうことは申し上げましたけども、この予算については、皆さんがおっしゃるように、撤去するためにはこの予算は認めておかなければならないというふうに思っております。それで、一般質問する中で、町長の思いの中には、これはまだまだ明確には言われてませんので分かりませんが、私の感触としては譲渡、10億円使うよりは譲渡したいなと、もしいい条件であれば譲渡したいなという手応えがありました。ですので、ですのでっていうのは変ですけど、私自身もこの譲渡先が今、明確になってない中で、譲渡に反対だとか賛成だとかっていうことは言いにくいんですけども、これが例えば大企業で、社会的に影響のある企業さんがこういうことを希望されてて、最後まで責任を持たれるということであれば、私は譲渡をしてもいいのではないかなと思います。そういう社会的な企業さんが約束を破られたらそれこそ信用失墜になりますので、そういう部分については譲渡もしてもいいだろうと、そういうふうに思います。それが町民のためであろうと。ただ、先ほど来から言われております健康被害ということについては、その譲渡のときの条件として、その企業のほうにも申入れをするということも条件として付け加えるべきだろうと、こういうことを思っております。

また、風車の耐久性については、寿命というようなことでも私、一般質問で質問させてもらいましたけども、いろいろ調べますに、風車を長もちさせるためのシステムも今は非常に研究されてきているというようなことがあります。また、そういうような研究機関も今できてきております。ですから、そういうところから社会の流れの中で、そういう譲渡ということの希望が出てきたのではないかなというふうに、私はそういうふうに認識してるんですね。ですので、両方のことを考えながら、譲渡のときには条件をつけるということで、まあ、それが私の意見としていただきたいと思います。

○津川委員長

そのほかございませんか。

町田委員。

○町田委員

先ほどから出ておりますように、私も撤去に向けての8,800万円は通すべきだと思います。私も先ほど出ました令和2年の10月に風車の新設に否決をいたしまして、反対討論もしました。健康被害やその他たくさんのリスクというのが風車にはあります。なので、そういうことを考えると、引き続き風車っていうことはあまり考えられないなと思います。

○津川委員長

そのほかございませんか。

井川委員。

○井川委員

私もこれ、風車については、当然これは以前議会のほうで否決をされて、これは当然撤去される分だというふうに思っておりました。ところが、そういう譲渡を希望する業者があったということで、今検討中ということなんですけども、私の考えからすれば、結論から言いまして、やはりこれは、この8,800万円、撤去費用というものは、これは予算を通すべきだろうと。先ほどからありましたけども、やはり町長の考えとしては、譲渡できるものがあればそれを譲渡して、そうすればこの8,800万円というものが、実際には1基当たり撤去、今1億円と言われておりますけども、そういうものが浮いてきて、それがまた町民のほうに還元できるではないかというふうな町長の考えも分かるわけではございますけども、こうしてその地元の住民の方、やはりそういう健康被害等に変な悩んでおられて、こういう撤去というものが決まって喜んでおられる方もあるのではないかというふうに思っておりますと、そういう住民の方を尊重すべきだろうと、住民の健康被害というものは十分尊重すべきだろうというふうに思っておりますし、また、こうして古くなってくると、また、今、山陰道、いわゆる令和8年度ですか、全線開通というときに、またその近くにそういう風車があると、やはりどういう事故っていうものが、今まではなかったわけなんですけども、そういう可能性もやはり否定できないということを考えると、やはりこれはもう撤去すべきであろうというふうに考えておりますので、この費用というものは、私は予算は通すべきだろうというふうに思っております。以上です。

○津川委員長

そのほかございませんか。

議員間討議の発言は、同質のテーマにつき3回までとなっております。3回まではできますが、よろしいでしょうか。

斉尾委員。

○斉尾委員

3回目ですのでこれで最後にいたします。

皆さんの関心は先ほど来から出ております、私も言いました、健康被害ですね。この部分について、本当にどのぐらいの、全然ないとは言いません。低周波について、例えば家庭で使っているものからそういうものが出ると、電気器具からもですね。そういうものを皆さん承知で日常使われておられるっていうことを前提に考えてみると、本当にその健康被害っていうものがどのぐらいのものになってるのかっていうことが、明確に私にはなっていないと思うんですね。アンケートでは、例えば気持ち悪いとか、体調が悪いとかっていうアンケートは何件かあったのは私は知っております。ですけど、それがどのぐらいの頻度なのか、また、例えば病院に行かないぐらいなのか、できたがゆえに寝込んでしまわれたのか、風車が建ったがゆえにそういうふうな体調不良になったの

か、それとも風車がなくても日常的にそういうものがあつたのかもしれないということを見ると、なかなか判断がしにくいというふうに私は思います。

ですので、例えば譲渡するときには、そういうところも含めて譲渡先の企業に、決まった場合ですけどもね、こういうことも条件に、ちゃんと調査して対応するというのも条件に含めれば、私は譲渡でもいいんじゃないかなというふうなことを思っております。以上です。

○津川委員長

そのほかございませんか。

油本委員。

○油本委員

2回目行きます。

今の斉尾委員の発言、ちょっと私抵抗あるんですが、低周波の問題、これは個体差非常に大きいんですよ。いわゆる低周波、波の振動の幅ですよ、同じ人間でも、目に来る人、内臓に来る人、心臓に来る人、耳に来る人、脳に来る、いろいろあるんです。来る人、来ない人、そういった問題に対して、今の発言というのはちょっと私はあまりうれしくないことでございます。

さらにまた申し上げますと、別件ですけども、別件といいますか関連しますが、北条道路の完成、ほとんど見えてきておりますよね、令和8年。今のバイパスよりさらに海側というエリアにつきます、バイパスがね。今度、新しくJEDさんが設計される風車も、さらに海岸べりにつくわけですよ。ということは、阪本委員が先ほどおっしゃったように、道から非常に至近距離につくことになりまして、落雪、落氷の危険も非常にあります。さらに、さきのFITの否決のときにもありましたように、景観の問題、もちろんございます。さらに地価の問題があります。ここから先は私が次の定例会の一般質問で言おうと思つたことなんですけども、県央の中心部として発展していきます、しなければならないこの北栄町におきましてね、町をつくらなければならない、成長しなければならないこれからの大切な数年間で、この風車というものの存在をそのままにしておいていいのかどうか、それを考えるべきではないかと思います。道の駅リニューアル、そしてふるさと館の移転とかに始まりまして、これから、いわゆるポテンシャルを秘めるこの北栄町に対して、そういうものの存在がちょっと影響する可能性がなきにしもあらずではないかと私は思いますので、先ほど申しましたように、この撤去に関しましての費用はこれ賛成ということで、私の意見にさせていただきます。以上です。

○津川委員長

そのほか。

前田委員。

○前田委員

先ほど来、前町長が提出されていた風力発電を否決したという話が出ております。実は先ほども討議の中でお話しさせていただきましたけども、NEDOの補助金を受けて、さらにFITの買取り価格の対象になるっていうことはほとんどないんですね、全国的にはほぼないです。なので、北栄町の風力発電は黒字になっていったと思います。前回の否決した場合は、理由はいろいろあります。山陰道に近いっていうのもあります、環境影響にも悪い、あと、風況調査の結果等もあります。さらに言えば、私もそのときは否決したんですけども、採算性です。先ほど言いましたとおり、採算性では全く元は取れない。先ほど言いましたように、NEDOの補助金をもらって、FITの買取り価格の両方に乗れるというのは本当になくて、そのときにはもうNEDOの補助金はなく、FITの買取り価格に何とか間に合わせるために、町民さんの合意も図らず、議会のほうにも説明も少なく、強引に進められた。あと金額もですし、基数としては9基から5基とか6基だったと思うんですけども、さらに今よりも大きな風力発電を建て

られるっていうことに対して否決をしたっていうことがありますので、ただ、そういう事情をちょっと先にお話しさせていただいて、先ほど私も言わせていただきましたけども、一度修正して、スケジュール的に問題がないので6月でも、もう少しその業者さんとかの概要も出てきて、譲渡を希望されるような内容がもっと出てきてから8,800万円をもう一度出していただいても十分間に合うっていうことで言わせていただきましたけども、同じ話をしたら怒られるかもしれませんが、町長、課長の答弁で、8,800万円を可決してもそれを執行するときにはしっかり説明をして議会側の了解を得てから執行するということを言っておられますので、皆さんの話をお聞きしていますと、どうも8,800万円をそのまま通すのも一つなのかなと思っております。以上です。

○津川委員長

そのほかございませんか。

井川委員。

○井川委員

ちょっと私、先ほどの斉尾委員の低周波の関係、油本委員も言われましたけども、私は斉尾委員の発言にちょっと違和感を覚えたわけでございます。それについては、油本委員のほうと言われたとおり、やはりこの低周波の感じ方というものは個々それぞれあると思いますし、また、そういう風車ができてからということで、そういうことでそういう違和感を感じられる。そしてまた、それはそこに住んでおる方でないと私は分からないことだと。遠く離れとる、町民の方でもいわゆるその風車から離れている方には、やっぱりその状態っていうのは本当に分からないと思うんですよね。やはり実際にそこに住んでおられる方がそういうことを感じる。例えば、町民の方が1人でも感じられるのであれば、やはりそれは何とかしてあげないけんと思うわけで、先ほど斉尾委員が言われた、ちょっと低周波は自然界どこでもある、そういうアンケートをしたけども、何人か感じたのは実際そうかどうか分かんという発言に対しては、私は違和感を感じたので、ちょっと一言言わせていただきます。以上です。

○津川委員長

大分終了時間が近づいてまいりました。

阪本委員、どうぞ。

○阪本委員

3回目でございますが、今、健康被害のことが出ておりますけども、実はこの風車が建って、合併して、私も、北条側の風車周辺の人意見がすごい不足の意見なんですよね。何であがなもん建てたでや、農家の方がぶつぶつ言っとるんですよ。大きな風が吹くと風車の下で仕事ができん、雨が降り出すと落雷の心配があるから早めにしまわなけん、これだけ農業者が減って、過疎がどんどん進む中でさらに大きな風車を造って、その周辺の人気持ちをやっぱり考えてあげないけんと思うんですよ。SDGsの時代だなんて言たってね、実態が結局こういうことでありますから、譲渡じゃなしにやっぱりもう思い切って撤去と。それが私は町民のためになると思ってます。よろしく。

○津川委員長

そのほか。

油本委員。

○油本委員

3回目のカード行きます。

先ほどから風力発電の変遷の話がございます。ちょっと私も補足という意味で言わせていただきます。FIT自体、切れるのが令和8年3月、これは皆さん知ってらっしゃると思う。それと耐久年数ですが、これ一応17年ということで、令和4年の11月だったと思います、10月か11月でもう切れていると思います。風車自体の建物を、建造物自体を

強める技術がある、耐久年数、いわゆる建物の強度を保っていく技術があると言われましたけども、私の考えでは、そこは確かに潮風が当たるところでございますし、ちょっとそれどうかなという気持ちもあります。さらに、私なりに資料をまとめておるのでちょっと言いますと、北条風力発電所、総事業費27億4,000万円、これでできております。そのうち補助金が7.2億円、起債を20.2億円、これでやっておられます。竣工が平成17年11月、概要が1,500キロワット掛ける9基、本来はこれ2,000キロワットだったらしいんですが、議会と執行部がいろいろあったことで、結局1,500キロワットが9基ということになったらしいですね。売電価格、当時、本来でしたら22円プラスタックスのところ、北条風力発電は国から補助金を受けていたので、11円プラスタックスだった。しかし東日本大震災の影響で、2012年から売電価格が20円プラスタックスになり、FIT更新の2020年の年まで至ったということでございますので、それを踏まえた上で皆さん御検討いただきたい。もし資料御入り用でしたら、私用意しておりますのでまた御覧ください。以上です。

○津川委員長

そのほかございませんか。

秋山委員。

○秋山委員

この8,800万円の予算は通したほうがいいと思います。それから、風車だとか風力発電については、過去リプレースに反対をしたり、今回は譲渡のことが出てるんですけども、あわせて、JR東日本の子会社の建てるものに対する考え方っていうのはこれから判断していかなきゃいけないんですけども、そのほかに私は、当町が環境だとか、再生可能エネルギーだとか、脱炭素だとか、気候の非常事態宣言をうたっている当町が、こういうものに対してどういうスタンスで進めていくかっていうことを、もっと町長の考え方を発信してほしいと思っていますので、そういうことも考えた上で、これからのことは判断すべきだと思っています。

もう一度言いますと、8,800万円は通すべきだと思います。以上です。

○津川委員長

ありがとうございます。

もう少し時間があります。

奥田委員。

○奥田委員

私も今回の8,800万円は通すべきかと思っています。それに、その後、私はもうすぐ撤去すべきかと思っています。やはりその地域住民の方の声をしっかりと聞くということならば、役場としての対応は、やはり当初の予定どおり撤去に向かう方向で進むべきだと思いますし、これは私の考えですけど、もともと自然のエネルギーを、言い方はちょっと――、自然のエネルギーを利用することによって自然が破壊されていくっていうこともしっかり認識を持って、やはりこれからはしっかりと再生可能エネルギーについても勉強して進めていくべきかと思っていますので、私はやはり自然を守ることが一番の大切なことだと思っていますので、撤去の方向で行くべきだと私は思っております。

8,800万円は通して、前田委員のほうからもありましたけど、執行部のほうもちゃんと説明すると言っておられますので、ちゃんと約束を守ってもらって進めていってほしいと思っています。

○津川委員長

全ての委員の皆さんから発言をいただきました。残り時間が3分となりましたので、そろそろ終了したいと思います。最後に、蓑原委員のほうから発言がありましたらお受けしますが、いかがでしょうか。

蓑原委員。

○蓑原委員

ありがとうございました。

撤去費用は通すっていうところでは皆さんが賛成の方向ですが、その後の対応について、奥田委員が言われましたように、約束という言葉が心に残っています。譲渡条件のところで油本委員のほうからいろいろ説明がありましたけれども、議会を要さないで通過するとか、そのようなことが絶対にないようにしていただきたいと思いますし、町の譲渡ということが延び延びになって、町に維持管理の負担がかからないような方向で取り組んでいけたらと思っております。

○津川委員長

そうしますと、以上をもちまして議員間討議を終わります。初めての会です、進行の仕方も何かと不備があったかと思いますが、また今後の検証を受けながら、よりよい議員間討議を進めてまいりたいと思いますので、また皆さんの御協力をよろしくお願いします。以上で終わります。

3 付託議案の審査（討論・採決）

（1）議案第4号 令和6年度北栄町一般会計予算

○津川委員長

それでは引き続きまして、付託議案の審査に入ります。これより各議案に対する討論と採決を行います。

まず初めに、議案第4号、令和6年度北栄町一般会計予算に対する討論を行います。

長谷川委員。自席でお願いします。

○長谷川委員

私は議案第4号につきまして、令和6年度北栄町一般会計予算の承認に、次の理由で反対をします。

1つ目は、窓口の業務の民間委託は、偽装請負や個人情報漏えいのおそれがあるということです。それから2つ目は、マイナンバーカードの普及は、給付金の受け取り口座約14万件やマイナ保険証7,400件超の誤登録や個人情報の漏えいという重大な問題が起きていることがあります。それから3つ目に、観光費では青山剛昌ふるさと館の設計委託料、それから巨大迷路の管理運営費の増大、観光振興事業が優先されて町民生活を支える施策への影響が懸念されるということがあります。それから4つ目には、保育職員の非正規雇用が多く雇用待遇に格差があること、それから5つ目に、町営住宅は総戸数が大幅に縮小されておりまして、公営住宅の供給に十分な責任を果たせていないということがあって考えております。それから6つ目には、学校給食では偽装請負の疑いがある調理の民間委託が行われ、栄養管理職員と調理員との一体的運営が損なわれていると思っております。7つ目には、貧困と格差が広がる中で物価高騰が子育て家庭の家計を直撃している中で、健全な食生活の確立のための給食無償化や奨学金の支援など教育の機会均等を保障するための支援策が不十分であると考えております。それから8つ目に、耐え難い負担となっている国保税、後期高齢者の医療保険料、それから介護保険料・利用料、こうしたことの軽減を行って町民の暮らしを守る施策が行われていないということを理由に申し上げたいと思います。以上です。

○津川委員長

そのほかに討論ありますか。

蓑原委員。

○蓑原委員

私も、令和6年度北栄町一般会計当初予算について、反対の立場で討論したいと思います。

令和6年度北栄町の当初予算の編成は4つの重点項目でされたんですけれども、予算はその住民の福祉の増進のために、住民の生活維持改善、向上させる目的で使用されているものです。北栄町は令和5年9月末、65歳以上の方は5,217人、高齢化率は36.3%になります。人口減少、少子高齢化、医療機関の確保、買物拠点の確保、移動手段の確保、居場所づくりとか、担い手の確保などの課題があると思いますが、これらの課題解決に向けて、もっと住民に寄り添った積極的な取組をしていただきたいと思います。子どもたちにとって確かな学力づくりということがありますが、学力検査という結果のみでなくって、学力アップのための取組が必要でありますし、不登校、問題行動等への対応も深刻な問題で、積極的に早期に改善に向けた対応が必要かと思います。そして子育て支援も、こども園に希望したときに入所できるように保育士確保等の環境整備もすべきだと思います。そして防災力強化ですが、備えも重要です。機器とか備品だけでなくって、発災時には全ての住民が誰一人取り残されることなく、命を守る行動が取れる仕組み、体制づくりを積極的に取り組むべきだと思います。毎日の生活に欠かせない買物弱者、交通弱者対策についても、もっと積極的に支援が必要だと思います。

言われていますように、資するべきは単なるデジタル化ではなく、住民生活の向上だと言っておられます。まさにそのとおりだと思います。この課題解決のために、もっと町民の暮らしに寄り添って、地域の助け合い活動の推進とか、生活支援サービスの担い手育成や地域の集いの場づくり、人と人とのつながりを育むまちづくり、健康で安心・安全な暮らしができるようなまちづくり、共生社会の実現に向けて、もっと積極的な予算でお願いしたいと思います。

○津川委員長

そのほか討論はありますか。

井川委員。

○井川委員

私は、この当初予算に賛成の立場で討論をさせていただきます。

令和6年度は昨年に比べて5億4,600万円の増額予算として組んでおられます。特に歳出につきましても、本年元旦に発生しました令和6年能登半島地震を踏まえまして、いわゆる防災力強化ということで、そういう自宅にいなくても聞けるという防災アプリというものの導入というものを検討されておりますし、また、こうして北栄町におきましても、独り暮らしの高齢者世帯が増加しております。その中において、そういうことから高齢者の見守り体制ということでICTの機器を利用した支援事業等、DX等を利用した事業も取り組んでおられます。また、今、物価高騰しておる中、北栄町を担う未来の子どもたちの健やかな健康、成長ということで、学校給食におきましても物価高騰分については、いわゆる保護者の方が負担をするのではなく、町としてそういう負担をするというようなことで予算を計上しておられますことを想定し、また、特に今年度の大きな事業といたしまして、大栄小学校の大規模改造工事等もやるということをやっておられますので、私はこういうことを、こういう観点から本年度予算には賛成をいたします。以上です。

○津川委員長

そのほか討論はありませんか。

討論を終わります。

本案は起立により採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕（賛成者11人）

○津川委員長

起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

(2) 議案第5号 令和6年度北栄町国民健康保険事業特別会計予算

○津川委員長

次に、議案第5号、令和6年度北栄町国民健康保険事業特別会計予算に対する討論を行います。

長谷川委員。

○長谷川委員

議案第5号、令和6年度北栄町国民健康保険事業特別会計予算の承認につきましては反対し、理由を申し上げます。

国民健康保険の加入者は、低所得者、年金暮らしの高齢者の占める割合が非常に多く、医療を切実に必要としています。しかし保険税自己負担が高く、暮らしを圧迫しています。そういう中で、国保税の資産割を廃止して3方式とする改正が実行されましたが、均等割、平等割の増額が資産を持たない世帯への負担増となっていることがあります。根本的解決には、国の負担割合を大幅に引き上げることが必要ですが、町独自の減免制度を設けるなどして国保税を軽減し、安心して医療が受けられるようにすることが求められています。しかし、そうした施策が不十分であることを理由にさせていただきます。以上です。

○津川委員長

そのほか討論ありませんか。

井川委員。

○井川委員

私は、この令和6年度北栄町国民健康保険事業特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

この予算におきましては、適正な予算組みがしてあるというふうに思っておりますので賛成をいたします。以上です。

○津川委員長

そのほか討論はありませんか。

討論を終わります。

本案は起立により採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕（賛成者12人）

○津川委員長

起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に進みますが、本委員会では、申合せによりまして、議長はこの委員会の委員ではありますが採決には加わらないということになっておりますので、ここで発言をさせていただきます。

(3) 議案第6号 令和6年度北栄町介護保険事業特別会計予算

○津川委員長

引き続き、議案第6号、令和6年度北栄町介護保険事業特別会計予算に対する討論を行います。

長谷川委員。

○長谷川委員

議案第6号、令和6年度北栄町介護保険事業特別会計予算の承認につきましては、次の理由により反対をいたします。

介護保険制度が始まって以来、施設入居者の食費、居住費の自己負担化、原則1割の利用料負担の一部、2、3割への引上げ、要支援の人を軽度者として介護保険給付から外し自治体が運営する総合事業に移すなど、利用者への負担増と利用抑制をもたらす改悪

がこれまで続けられております。こうしたサービス取上げの中止と利用料・保険料の減免を行うことなど、必要な介護が保障される制度にすることを求める立場から、本案に反対をするものであります。以上です。

○津川委員長

ほかに討論はありますか。

井川委員。

○井川委員

私は、議案第6号、令和6年度北栄町介護保険事業特別会計予算につきましては、先ほど申しました国民健康保険事業特別会計と同様の理由により賛成をいたします。以上です。

○津川委員長

ほかに討論はありませんか。

討論を終わります。

本案は起立により採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕（賛成者12人）

○津川委員長

起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

（４）議案第7号 令和6年度北栄町農業集落排水事業特別会計予算

○津川委員長

議案第7号、令和6年度北栄町農業集落排水事業特別会計予算に対する討論を行います。

討論はございませんか。

長谷川委員。

○長谷川委員

議案第7号、令和6年度北栄町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、使用料の引上げが繰り返され、県内他市町村に比べ非常に高くなっております。年金暮らしなど所得の低い人にとって耐え難い負担となっていることに加えて、さきのコロナ禍、それから物価高騰などで苦しい町民の暮らしを守るために、使用料の引下げを求める立場から反対をいたします。以上です。

○津川委員長

ほかに討論はありますか。

討論を終わります。

本案は起立により採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕（賛成者12人）

○津川委員長

起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

（５）議案第8号 令和6年度北栄町栄財産区特別会計予算

○津川委員長

議案第8号、令和6年度北栄町栄財産区特別会計予算に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○津川委員長

討論がありませんので、採決を行います。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○津川委員長

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

（６）議案第9号 令和6年度北栄町大栄歴史文化学習館特別会計予算

○津川委員長

議案第9号、令和6年度北栄町大栄歴史文化学習館特別会計予算に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○津川委員長

討論がありませんので、採決を行います。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○津川委員長

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

（７）議案第10号 令和6年度北栄町後期高齢者医療事業特別会計予算

○津川委員長

議案第10号、令和6年度北栄町後期高齢者医療事業特別会計予算に対する討論を行います。

長谷川委員。

○長谷川委員

私は、議案第10号、令和6年度北栄町後期高齢者医療事業特別会計予算につきまして、窓口負担が重くて受診控えが起こり、病気が重篤になって手後れになるという、そうした事例が続出し社会問題となつてまいりました。保険料軽減特例の廃止や低所得者に対する保険料の軽減措置を縮小するなど、高齢者への医療差別ともいうべき際限のない負担の押しつけが行われており、国費投入による制度改革を求める立場から反対をするものであります。以上です。

○津川委員長

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○津川委員長

討論を終わります。

本案は起立により採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕（賛成者12人）

○津川委員長

起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

（８）議案第11号 令和6年度北栄町水道事業会計予算

○津川委員長

議案第11号、令和6年度北栄町水道事業会計予算に対する討論を行います。ございませんか。

討論がありませんので、採決を行います。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○津川委員長

御異議ありということでありますので、本案は起立により採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕（賛成者12人）

○津川委員長

起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

（９）議案第12号 令和6年度北栄町下水道事業会計予算

○津川委員長

議案第12号、令和6年度北栄町下水道事業会計予算に対する討論を行います。

討論がありませんので、採決を行います。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○津川委員長

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

（10）議案第13号 令和6年度北栄町風力発電事業会計予算

○津川委員長

議案第13号、令和6年度北栄町風力発電事業会計予算に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○津川委員長

討論がありませんので、採決を行います。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○津川委員長

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

（11）議案第14号 令和5年度北栄町一般会計補正予算（第13号）

○津川委員長

議案第14号、令和5年度北栄町一般会計補正予算（第13号）に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○津川委員長

討論がありませんので、採決を行います。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○津川委員長

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

（12）議案第15号 令和5年度北栄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

○津川委員長

議案第15号、令和5年度北栄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○津川委員長

討論がありませんので、採決を行います。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○津川委員長

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

(13) 議案第16号 令和5年度北栄町栄財産区特別会計補正予算(第1号)

○津川委員長

議案第16号、令和5年度北栄町栄財産区特別会計補正予算(第1号)に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○津川委員長

討論がありませんので、採決を行います。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○津川委員長

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

(14) 議案第17号 令和5年度北栄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)

○津川委員長

議案第17号、令和5年度北栄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○津川委員長

討論がありませんので、採決を行います。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○津川委員長

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で、付託された14議案の審査は全て終了しました。

本日の審査結果の報告、委員会報告についてはどのようにまとめさせていただきましようか。皆様の御意見を頂戴します。委員長一任で、後日、作成したものを委員の皆様を確認していただくということの方法でよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○津川委員長

では、そのようにさせていただきます。

4 協議事項

(1) 閉会中の継続調査申出について

○津川委員長

そうしますと次に、日程第4、協議事項に入ります。閉会中の継続調査申出についてお諮りします。

お手元に配付していますとおり、案を裏面に載せております。閉会中の継続調査申出書(所管事務)というものであります。このような書式で、内容で、提出してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○津川委員長

では、そのように取り計らいます。

5 その他

○津川委員長

5番のその他、委員長のほうでは用意しておりませんが、皆さんのほうで何かありましたら。（「ありません」と呼ぶ者あり）

6 閉会 (10:23)

○津川委員長

そうしますと、以上をもちまして予算決算常任委員会を閉会します。ありがとうございました。

※この会議録は要点筆記である。